

ハラスメント項目	日時(平成年月日)	被告田中からハラスメントを受けた際の状況		場所	出席者	被告田中によるハラスメントの内容ないし評価
		項目	概要			
1	16.09.16	教授会の運営	人文学部長被告田中重博が人文学部教授会の運営に原告館山副学部長が協力しなかったとして館山を罵倒した。	人文学部長室 ／三役会議	被告田中学部長／渡邊評議員／原告館山評議員	<p>〔ハラスメントの内容〕 平成16年9月15日の茨城大学人文学部の教授会において、人文学部長として同学部教授会の議長となった被告田中(教授会議長兼務-教授会規則4条1項)の議事運営の際にいくつかの議題で紛糾し、被告田中に批判や非難が集中した。これに対して原告館山は、どのようにも助言することができなかった。上記紛糾は被告田中自身の議事運営のやりかたの拙さに原因があったことは明らかであったにもかかわらず、翌16日の人文学部の三役会議において、被告田中は「教授会の運営がうまくいかなかったのは館山が自分を助けなかったからだ」「昨日のあの態度は何だ」と声を荒げながら、原告館山を30分~40分に亘り執拗に非難を繰り返した。</p> <p>〔三役会議と背景事情〕 1.三役会議は学部規則にはないが、人文学部長(被告田中)、人文学部評議員2名(副学部長は評議員が兼務)および人文学部事務長から構成される人文学部の事実上の執行部である。原告館山は評議員の1人であり、副学部長でもあった。 2.被告田中の上記議事運営の拙さについては、例えば被告田中は自分が主催した入学者選抜方法検討会議において全員一致の合意でまとめあげた入試関連提案(外国語入試科目として従来独語、仏語を選択できたが、これを取りやめ、外国語入試科目を英語のみとする)に対して、議場から(特に独語や仏語の教員)から反対意見が出されると、被告田中は突如それまでの態度を翻し、「実は自分も英語に絞ることには反対だった」と言いだした。この被告田中の豹変に対して、上記入試関連提案の作成に関与し、当日の提案者であった金本入試企画委員長は被告田中の態度を非難し、小宮路入試企画委員からも「人を二階に上げておいてはしごを外すようなことを長たる者はやるべきではない」との手厳しい批判がだされた。それに対して被告田中は「学部長にも言論の自由はある」といって議場の失笑を買った。小宮路教員の発言に同調する意見が相次ぎ被告田中は議事に行き詰まった。渡邊副学部長は被告田中発言のすぐ後に「自分も学部長と同じ意見に変更する」と発言していた。当時副学部長であった原告館山は、被告田中が突然学部長としての見解を豹変させた事態に対応のしようがなかった。</p> <p>〔副学部長の権限・責任と被告田中の行為についての評価〕 1.副学部長の権限と責任については教授会規則4条3項と4項に定めがある(甲C10)。教授会規則4条3項は「副議長は副学部長を充てる」、4項は「副議長は、議長の職務を補佐するとともに、議長に事故があるときは、その職務を代行する」と定めている。被告田中の主張する「学部長の田中を助ける義務」については、被告田中は同4項を根拠として主張しているのかも知れないが、上記のとおり、自分が関与し全員一致の合意でまとめ上げた提案を平気で覆す学部長の対応を前にして、原告館山は被告田中を助けようがなかった。 2.被告田中の上記発言は、自らの失敗につき原告館山に八つ当たりに個人攻撃したものであり、学部長の権力を濫用したハラスメントである。</p>
						<p>〔ハラスメントの内容〕 原告館山は人文学部の将来計画委員会の委員長として学部改革案の作成に従事してきたが、平成17年1月は同改革案策定の最後の作業としての新カリキュラムの作成に取りかかろうとする時であった。ところが被告田中は、まだ文科省から認定されてもいない新学部の概要を新カリキュラムも含めて「入試広報に印刷し、受験生に配付したいので、平成17年3月末までに新カリキュラムを作成するように」と要求をした。原告館山が新カリキュラム策定は簡単なものではなく、それは到底無理である旨答えると、被告田中は「何をたらんたらんやっているんだ」「それで委員長がつとまるのか。恥を知れ」と原告館山を罵倒し侮辱した。そもそも3学科を2学科に統合する改革案は学部にとっては初めての経験であり、学科の利害が絡み改革案の策定は難航をきわめた。2年あまりの時間を費やしてようやくH17年1月頃に新カリキュラムの策定に取りかかるころまで辿り着いたのであるが(甲B2-1)、被告田中はその努力を完全に否定したのである。被告田中は評議員時代に将来計画委員会に参加していたので、改革案策定の大変さについて知らないはずはないのに、そのようなことを一切無視して原告館山があたかもきちんと仕事をしてこなかったかのよう非難し、罵倒するものであって、原告館山は同罵倒侮辱により耐えがたい精神的苦痛を受けた。</p>

ハラスメント項目	日時(平成年月日)	被告田中からハラスメントを受けた際の状況		場所	出席者	被告田中によるハラスメントの内容ないし評価
		項目	概要			
2	17.01頃	新カリキュラムの作成	新カリキュラムの作成に関し、被告田中から不当に叱責された。	人文学部長室／三役会議	被告田中学部長／渡邊評議員／原告館山評議員	<p>〔背景事情〕 大学改革の一環としての人文学部の改革案の作成は平成15年度から本格化したが、3学科制を2学科制にするものであったため、学科の利害が絡み難航を重ねた。改革案作成にあたる将来計画委員会は平成15年度に38回(新2)、平成16年度(4～12月)に29回開催され(新3)、毎回の会議も夜10時近くまで行われることもまれではなく、学部の中でぬきんでて多忙な委員会であった。そうした学部改革案作成の最後の作業が新カリキュラムの策定である。2年あまりの時間を費やしてようやく平成17年1月頃に新カリキュラムの策定に取りかかるころまでたどりついた。被告田中も評議員時代に将来計画委員会に参加していたので、このような事情はよく理解していたはずである。実際に新カリキュラムの作成はその骨格部分を作成するだけで平成17年6月までかかった。</p> <p>〔被告田中の行為についての評価〕 被告田中の前記要求とその後の罵倒は、新カリキュラムの策定計画を無視したおよそ実現不可能な要求であって、原告館山が同要求に対し無理であると答えたのは当然のことであり、同態度はむしろ原告館山の誠実さを示すものである。ところが被告田中は、原告館山のそれまでの2年に及ぶ将来計画委員長としての献身的な努力を頭から否定したものであり、被告田中が学部長の権力を濫用した原告館山に対するハラスメントであることは明らかであり、原告館山は同ハラスメントによりはかりしれない精神的苦痛を受けた。改革案策定の大変さについて熟知していたはずの被告田中の言動は、原告館山に対する個人攻撃と評価できる。学部長の権力を濫用した原告館山に対するハラスメントであることは明らかである。</p>
3	17.2.8	怪文書の件	被告田中の土平問題の処理等をめぐって告発文や怪文書が学部内に配付された。被告田中はそれを配付したのが原告館山であるかのように非難した。	人文学部長室／三役会議	被告田中学部長／渡邊評議員／原告館山評議員	<p>〔ハラスメントの内容〕 被告田中の土平問題(人文学部土平教員が医師の診断書を添付して授業負担の軽減を要望した案件)の処理等をめぐって告発文や怪文書が学部内に配付された。原告館山はこれらに全く関わっていない。被告田中は怪文書等を配付したのが原告館山であるかのような口ぶりで、「詳しいことを知っているだろう」と渡邊評議員と2人で責め立て、原告館山が何度もこれを否定したのに何の根拠もなく執拗に原告館山を責め立てた(甲B3-1)。</p> <p>〔被告田中の行為についての評価〕 原告館山に対して不当な疑惑をかけて個人攻撃を加えたものと評価できる。被告田中は原告館山を敵視し、何の根拠もなく、無辜の原告館山に対して不当な疑いをかけたのであって、権力を濫用したハラスメントの典型である。</p>
4	17.3.10過ぎ	怪文書の件	学長に被告田中に対する苦情内容を訴える文書を提出したところ、被告田中がこれを非難した。	被告田中からの電話		<p>〔ハラスメントの内容〕 原告館山は、土平問題に関して怪文書を配布した事実は存在しないのに、何の根拠もなく被告田中、渡邊評議員の2人から上記のハラスメントを受けた件に関し菊池学長に相談したところ、同学長より学長宛にその苦情内容を記載した文書を出すように言われたので、原告館山は文書「お願い書」を平成17年2月9日に同学長に提出し被告田中による人権侵害とその救済を訴えた。ところが菊池学長は「お願い書」を同年3月10日に被告田中に渡してしまった。その数日後、被告田中から原告館山宛に研究室に電話があり、「なぜあのようなことをしたのか真意を聞きたい」と繰り返し問いただされた(甲B4-1)。</p> <p>〔被告田中の行為についての評価〕 被告田中は、原告館山の正当な異議の申し立てに対して、第3項のハラスメント行為をもみ消すために原告館山に圧力をかけたと評価できる。権力を濫用したハラスメントの典型である。</p>
5項以下ハラスメントの前提事実として、次の藤井教授問題が発生し、以下の経過を辿った。						
<p>〔藤井教授問題〕 藤井文男教授が担当する主題別ゼミナールにおいて、平成16年度の前期末までに提出すべき学生の成績評価を藤井教授は当初暫定的なものにとどめ、学生には年度末までに論文の提出を求めた。しかし年度末までに論文を提出できなかった学生が続出したので、人文学科教務委員は藤井教授との間で次年度(H17)8月までその論文提出を延期し、その時点で最終成績評価をするとの合意に達し、H17.5月に学生に掲示した。この一連の出来事を「藤井教授問題」という。</p>						

ハラスメント項目	日時(平成年月日)	被告田中からハラスメントを受けた際の状況		場所	出席者	被告田中によるハラスメントの内容ないし評価
		項目	概要			
前提1	17.05.12	第5項以下の前提事実1	被告田中による虚偽説明	評議員・学科長会議	被告田中学部長／渡邊評議員／原告館山評議員／神谷社会科学科長／大島人文学科長／島岡コミュニケーション学科長	<p>被告田中は、藤井教授問題につき三役会議における事前討議を経ず、「評議員・学科長会議」（三役会議に学科長が加わり、構成される規則にはない学科間の調整組織であり、学科間の意見調整や教授会の議題整理などを行う。）において、いきなり藤井教授に非行があった旨を報告するとともに、藤井教授からの事情聴取も行おうとせず、人文学部内に学部調査委員会を設置して事実を調査すべきことを唐突に提案した。この問題の処理については藤井教授と人文学科教務委員との間で合意が成立していたが（甲B5-1）、被告田中は学部規則にもなく、今まで学科会議か教授会での合意がなければ設置したことのない学部調査委員会（新21、22）を設置する方針を打ち出し、原告館山らに賛同するよう求めた。原告館山は「藤井教授問題に関する学部調査委員会設置の件を学部教務委員会できちんと審議したのか」と被告田中に質問した。これに対して、被告田中は「山本教務委員長が学部長室に来て、人文学部教務委員会(以下、教務委員会)で決定したので藤井問題を学部で取り上げてほしいと要請した」と虚偽の説明をした。同説明から原告館山は同問題につき人文学部教務委員会からの正式な要請があったと誤信し、学部調査委員会の設置に賛成した。なお、被告田中は三役会議のメンバーに対して学部調査委員会の設置を教授会に秘密にするよう、なんの理由も示さず指示した（新210頁、新220頁）。</p> <p>-----</p> <p>〔評議員・学科長会議の性格と背景事情について〕 1. 評議員・学科長会議は、三役会議に学科長が加わり構成される、学科間の意見調整や教授会の議題整理などを行っていた。 2. 本来、人文学部長としての方針を決定するのに三役会議や評議員・学科長会議といった機関を利用しなければならないことはなかった。しかし被告田中は、三役会議や評議員・学科長会議を学部長による学部運営の方針を権威づけるための機関として位置づけ、利用した。人文学部教授会などでも「三役会議や評議員学科長会議での合意を得た」と自らの責任を曖昧にする発言を繰り返している。</p> <p>-----</p> <p>〔教務委員会の権限と被告田中の行為についての評価〕 1. 教務委員会は、教務上の問題を所管しており、教員に教務上の問題があれば、調査し教員を指導する権限を有した委員会である（甲C12、新230頁）。よって、本来的には、教務委員会が問題の処理に当たる。そこで問題が処理できない場合に学部長にあげるという手続きを経ることになる。原告館山の質問はそのような適正な手続きを踏んだか否かを確認するものであった。 2. 被告田中は教務委員会での議を経ていると原告館山に説明したが、実際には、次のとおり、教務委員会はこれを審議した事実すらもないことが判明した。これにより、被告田中は原告館山の了解を取り付ける目的で、虚偽の説明をしたものと推定される。被告田中は、三役会議にも諮らず、わずか1回の評議員学科長会議で、学部教務委員会での議を経ていると虚偽の説明をしてまで、学部調査委員会の設置を急ぎ、さらにそのことを教授会に秘密にするように評議員、学科長に指示したのである。被告田中は藤井教授を攻撃するために既成事実を積み上げようとしたのだが、その際に将来起こりうる自分への批判を回避するために、評議員・学科長会議における「全員一致の合意」と「秘密保持」にこだわったものである。</p>
前提2	17.05.	第5項以下の前提事実2	被告田中による虚偽説明	山本学部教務委員長の研究室	山本教務委員長／原告館山	<p>17年05月12日の評議員学科長会議における被告田中の前記説明内容の真偽について、原告館山が人文学部教務委員会山本博史委員長の研究室を訪問して直接確認したところ、山本委員長は「学部教務委員会では議論していない。当然議事録にも記載がない。あの件は人文学科教務委員に頼まれて良く事情が分からないままに田中学部長の所にいっただけだ。」と回答した。さらに後日、被告田中があの件は「教務委員長が泣きついてきた」と発言したので、その件も含めて館山が再度学部教務委員会での審議の有無を山本博史委員長に確認したところ、同委員長は上記発言を繰り返したうえで、「泣きついてなどいけません」と述べた。原告館山は山本博史委員長が述べた人文学部教務委員会の議事録を確認したところ、山本博史委員長が述べたとおり藤井問題に関する記載はなかった（甲B5-5～甲B5-7）。このような経過で被告田中が虚偽の説明をしていたことが判明した。そのため、原告館山は被告田中に以上の経過を説明し事実関係を確認しようとした。このことが被告田中の原告館山に対する第5項及び第6項のハラスメント発言に繋がった。</p>

ハラスメント項目	日時(平成年月日)	被告田中からハラスメントを受けた際の状況		場所	出席者	被告田中によるハラスメントの内容ないし評価
		項目	概要			
						〔被告田中の行為についての評価〕 そもそも、藤井教授問題は本来教務委員会の責任においてなすべき事柄であった。ところが、被告田中は、藤井教授からの事情聴取や教務委員会での議を経るなど必要な手順を踏まず、学部長の権限をふるうことによって藤井教授問題に対処しようとし、学部調査委員会の設置につき教務委員会の承認を取り付けているかのごとく虚偽の説明をし、同説明により原告館山は教務委員会の承認が得られていると誤信し学部調査委員会の設置に同意した。後に被告田中は、原告館山が同意した事実のみを取り上げ、原告館山が変節したと非難・攻撃したのであり、極めて悪質なハラスメントとなったのである。
前提3	17.08.10	第5項以下の前提事実3	被告田中による虚偽説明	評議員学科長会議	被告田中学部長／渡邊評議員／原告館山評議員／神谷社会科学科長／大島人文学科長／島岡コミュニケーション学科長(以上6名)	評議員学科長会議において、被告田中の提案した学部調査委員会設置について教務委員会の議を経ないことが議論になった。被告田中は「評議員・学科長会議での全員合意がなければ何も(調査委員会設置も)できない。」と主張した。島岡コミュニケーション学科長が「学部教務委員会の議を経ているのではないのか」と尋ねたところ、被告田中は「いやそうではない」と回答し学部教務委員会で何ら議論していないことを認めた(甲B5-80ページ)。
5	17.06.28	藤井教授問題	被告田中は原告館山に対して藤井の子分かとなじた。	人文学部長室／三役会議	被告田中学部長／渡邊評議員／原告館山評議員	<p>〔ハラスメントの内容〕 山本教務委員長の上記発言及び学部教務委員会の議事録から実際には人文学部教務委員会の承諾は得られていないことが原告館山にもわかった。そこで教務委員会の承認が得られていない以上、学部調査委員会を設置することの根拠が崩れたので、原告館山は同委員会設置についての賛成を撤回する旨を被告田中に述べた。すると被告田中は「今更なんだ。」と逆上し、被告田中は原告館山に対して「藤井はおまえの子分か」と発言した(甲B5-9)。</p> <p>〔被告田中の行為についての評価〕 被告田中は、自ら虚偽の説明をして、原告館山を誤信させて原告館山に学部調査委員会の設置につき同意させておきながら、これを理由に原告館山が同意を撤回すると被告田中は、自らが虚偽の説明をしたことを棚に上げ、原告館山を非難し侮辱する発言をしたものであって、これらの被告田中の言動が社会的相当性を逸脱した行為であり、権力を濫用したハラスメントであることは明白である。</p>
6	17.07.12	藤井教授問題	被告田中は原告館山に対して人格非難に及ぶ激しい攻撃を加えた。	人文学部長室／三役会議	被告田中学部長／渡邊評議員／原告館山評議員	〔ハラスメントの内容〕 被告田中は藤井教授に対する4つの要求項目の1つとして、藤井教授の学生への謝罪文の提出と人文学部執行部による謝罪内容の事前閲覧を求めることの同意を原告館山に求めた。原告館山が事前閲覧については検閲に当たるので同意できないと言うと、被告田中は逆上し、「なぜ藤井の味方をするのか」と一方的に決めつける発言を繰り返し、「お前は執行部としての自覚があるのか」「よく三役で恥ずかしくないな」「生意気なことをいうな」「堂々と言ってみる」「ふざけたことばかり、ぐだぐだ言うな」などと威圧し、さらには「それでも研究者か」「喜怒哀楽はないのか」と原告館山を侮辱した。はては「学部長を支える気がないのなら評議員をさっさとやめろ」と強要し、すごい形相で「学部長の足を引っ張るために評議員に残っているのか、おまえは」と同僚の原告館山をおまえ呼ばわりした。被告田中は「そんなことしかいえるのか、こいつは」と原告館山をこいつ呼ばわりもした。わずか10分あまりの間におまえ呼ばわり5回、こいつ呼ばわり1回、評議員やめろの強要2回、ふざけたことを言うなのたぐい11回、藤井に味方しているのか6回というすさまじさである。その間、被告田中はなんども声を荒げ、暴力団のような口調で口汚く原告館山をののしった(新50～0ページ)。

ハラスメント項目	日時(平成年月日)	被告田中からハラスメントを受けた際の状況		場所	出席者	被告田中によるハラスメントの内容ないし評価
		項目	概要			
						<p>〔被告田中の行為についての評価〕 三役会議の性格は、ハラスメントの項目1の [ハラスメントの内容]欄で前述したとおりであるが、被告田中にとって原告館山は藤井教授への「強硬路線」と「全員一致」を貫く上で邪魔者のような存在になっていると感じたことから、いっそう原告館山に対して個人攻撃を加えるようになり、その発言内容も評議員の辞職の強要や人格否定など、より過激になってきた。その発言は、原告館山を完全に屈服させるために行ったもので、社会的相当性を完全に逸脱している。学部長の権力を濫用したハラスメントである。</p>
7	17.09.02	藤井教授問題	被告田中は原告館山に対して人格非難に及ぶ激しい攻撃を加えた。	人文学部長室／評議員学科長会議	被告田中 中学部長／渡邊評議員／原告館山 評議員／神谷社会科学科長／大島人文学科長／島岡コミュニケーション学科長(以上6名)	<p>〔ハラスメントの内容〕 被告田中が平成17年8月に菊池学長に提出したという「藤井主張に対する反論文書」を同日の評議員学科長会議において配布することを原告館山が求めたが、被告田中は、これに応ぜず頑として配付しようとしなかった。原告館山と神谷社会科学科長の2人だけが内容を知らされていなかったので、原告館山が「情報はちゃんと出してほしい」というと、被告田中は「あんたにそんなことを言う資格があるのか」、「何に使うんだ」と叫びはじめ、さらに「えらそうなことをぬかしておいて」「口ごたえするんじゃない」「誰にもものを言っているんだ。」など原告館山を威嚇する発言を16回した。このような状況に原告館山がこんなひどい会議はやってられないと述べると、被告田中は「やってられないなら出て行け」「とっとと退出しろ」「今出て行くって言っただろう」等原告館山に退出を強要する発言を13回も繰り返し、さらに「おまえにそんなことを要求する資格はない」「あんたも情報を出していないだろう」や、これに類する発言を22回繰り返し、さらに原告館山を「おまえ」呼ばわりしたのは13回にも及んだ。被告田中は、上記文書の配布をしない理由を説明することなく、30分近く上記暴言と人格攻撃と威圧に終始した。被告田中の上記発言の態様も暴力団のように声を荒げ、原告館山を威嚇しようとするものであった(新60～0ページ)。</p> <p>〔被告田中の行為についての評価〕 原告館山は、評議員学科長会議の構成員として、藤井教授問題について正確な情報を得ておく必要があるとの認識のもと、資料の配付を求めたのであって、同資料配付請求が正当なものであったことは当然である。被告田中は、原告館山の配布請求の正当性を否定できなかったことから、原告館山には資料請求する資格がないと述べるなど原告を侮辱し、また、その名誉を毀損する発言をしたのである。</p>
8	17.11.01	藤井教授問題	被告田中は原告館山に対して再び攻撃を加えた。	人文学部長室／評議員学科長会議	被告田中 中学部長／渡邊評議員／原告館山 評議員／神谷社会科学科長／大島人文学科長／島岡コミュニケーション学科長(以上6名)	<p>〔ハラスメントの内容〕 藤井教授が平成17年8月に学生に送付した陳謝文を藤井教授の了解なしに学生から入手することを被告田中が提案し、評議員学科長会議において議論となった。原告館山はそのやり方に問題があるので同意は保留する旨発言すると、被告田中は「何でだ。」と原告館山を威嚇し、にらみつけた。原告館山は「教員が学生に送ったものを検閲すべきではない。」という趣旨の発言をすると、被告田中は再び「何でだ」と原告館山を威嚇した。原告館山が「前にも同じことを言ったし、議事録にも残っている。」と答えたところ、被告田中は「執行部の一員としてそういうことを言って貰っては困る」との発言を繰り返し、原告館山に同意するよう迫った。さらに、被告田中は「自分は学生への文書をチェックするなんていっていない」と上記提案の事実がなかったかのような発言をさせた。さらに、原告館山に対して「おまえは自分の足を引っ張っている。」と原告館山を攻撃した。原告館山が「そういう議論をするなら、これには関与しない」といつて学部長室を退席したが、背後から被告田中は「館山。逃げるのか、館山」と大声で怒鳴った(新70～0ページ)。</p> <p>〔被告田中の行為についての評価〕 原告館山は、藤井教授が学生に出した陳謝文については藤井教授より任意に提出を得れば良いのであって、藤井教授に秘密裏に同謝罪文を入手・検討することは同教授の単位認定権との関係で問題があると考えていた。そこで、同問題点を指摘したのである。実際上も被告田中がおこなおうとしていた当該行為の相当性には大きな問題があった。仮にこの点を措くとしても被告田中は、当該行為の相当性必要性を説明する義務があった。同説明義務を果たさないまま当該行為に賛成しない原告館山を非難罵倒した被告田中の行為がハラスメントであることは明白である。</p>
9項以下のハラスメントの前提事実として、原告館山が出題委員になっていた入試問題にミスが発覚し、その後、以下の経過を辿った。						

ハラスメント項目	日時(平成年月日)	被告田中からハラスメントを受けた際の状況		場所	出席者	被告田中によるハラスメントの内容ないし評価
		項目	概要			
前提1	18. 11. 25	第9項以下の前提事実1	出題ミス			推薦入試の問題冊子に印刷ミスのあることが入試時間中に発見された(甲B9-1, 甲B9-2)。同ミスは試験時間内に訂正され(甲B9-3, 甲B9-4)、適切に処理された。受験生からの苦情はなかった。これについては神谷と原告館山が試験終了後すぐに大学本部と協議した際、大学本部から神谷と原告館山に対し受験生に配付する問題冊子そのものの点検を怠ってはならないとの注意が与えられたものの、同ミス発見後の対応は適切であったとの判断が示された。同ミスの原因は出題委員会が受験生に配布する問題冊子の印刷・製本(神谷委員が複写、製本した)後の最終的な点検を怠ったことにある。出題委員会委員は、神谷拓平(入試企画委員長)、古屋等(入試出題主任)、内田聡、原告館山の4人であった。
前提2	18. 12. 06	第9項以下の前提事実2	出題ミス			教育会議において、神谷入試企画委員長から当該ミスの概要を説明した(甲B9-5)。渡邊評議員から「どの程度の心のゆるみがあったのか」とおよそ返答しようのない質問がなされたのみであり、それ以外は特に質問はなかった。
前提3	19. 02. 07	第9項以下の前提事実3	出題ミス			平成18年12月の教育会議での報告では不十分と判断した被告田中は、神谷入試企画委員長に対して、委員の実名入りの詳細な報告書の作成を指示した。被告田中は神谷委員長に対してそれを次回教育会議に配布するよう指示した。 [被告田中の行為についての評価] 試験問題の漏洩や出題分野の予測を防止し、出題の中立性・公正性を確保するため、出題委員名は学内でも極秘事項である。委員名を知っているのは学部では学部長のみであり、学部事務方はおろか同僚ですら出題委員名は知らされていない。また同委員名簿は通常の方法とは異なり学部事務局を通さず、学部長から直接大学本部事務局に親展文書で伝達される。入試ミスが生じた場合でも、従来出題委員の実名入りの報告書が教授会等に配布されたことは一切ない。本件については後期の小論文試験もまだ残っており、これを配布すると学内でも極秘であるべき出題委員名が公表されてしまうことになるので、被告田中の上記要求は常軌を逸した異常な要求であった。そこまでして被告田中は原告館山を公然と非難したかったのであり、館山を屈服させるために学部長の権限を逸脱し、これを濫用したあからさまな違法行為である。
前提4	19. 02. 09	第9項以下の前提事実4	出題ミス			神谷入試企画委員長は、被告田中の要請する教育会議への報告書の提出要求については、極秘という試験委員名を公表する結果となり、問題があると指摘した(甲B9-7)。
前提5	19. 03. 20	第9項以下の前提事実5	他の出題ミス			後期入試の小論文試験においても一人の受験生の問題冊子(用紙-削除)の印刷ミス(問題文の2頁落丁)が発覚し、その受験生に40分の時間延長を認めた。しかし、被告田中はH19. 3. 20の教育会議で口頭で簡単に報告しただけで、何の調査報告書も要求しなかった(新8, 新9)。しかし受験生に配付する問題冊子を出題委員会が直接点検しなかったことにミスの原因があったことは両者とも同じであった。なおこの入試ミスについてはH19. 3. 20日の教育会議議事録には記載されておらず、入試ミスがあったことさえ分からないようになっている(新10)。 [被告田中の行為についての評価] 以下に述べる被告田中の原告館山らに対する始末書の提出要求とは対処の仕方が正反対であり、このことから、原告館山への始末書の要求は、原告館山への個人攻撃であったことが判明する。

ハラスメント項目	日時(平成年月日)	被告田中からハラスメントを受けた際の状況		場所	出席者	被告田中によるハラスメントの内容ないし評価
		項目	概要			
9	19. 2.	入試問題ミスについての始末書要求	被告田中は何の根拠規定もなく、不当にも原告館山にしつこく始末書を要求した。	人文学部長室	被告田中学部長／神谷入試企画委員長	<p>〔ハラスメントの内容〕 被告田中は出題主任(古屋教員)と直接出題者(被告田中は原告館山を想定している)に始末書の提出を要求した。学部長が始末書の提出を求める根拠規定はなく、また、人文学部でこれまでに発生した入試ミスについて始末書の提出が求められた事例は皆無である。さらに出題は出題委員全員の合議でおこなっているので、直接出題者に相当する者は存在しない。それにもかかわらず被告田中は、原告館山をむりやり直接出題者だと決めつけ、責任を負わせようとした。これに対して神谷入試企画委員長は被告田中に入試問題は出題委員会の責任において作成しており、原告館山は単に出題文を選んできたに過ぎないので、「直接出題者」ということで原告館山に入試ミスの責任を負わせ、始末書を要求するのはおかしいと説明した(甲B 9-10)。</p> <p>〔始末書の根拠規定と被告田中の行為についての評価〕 1. 茨城大学就業規則には第73条(懲戒事由)に続き、第74条4号に戒告処分として始末書の提出が定められている。しかし、その戒告処分については、第75条には「懲戒審査委員会の審議と教育研究評議会の議を経て学長が行う。」と定めており(甲C 9)、人文学部長の被告田中1人の判断で原告館山に対して始末書の提出を要求することはできない。被告田中の要求は、明らかに学部長の権限を逸脱した越権行為である。また被告田中の学部長時代に、記者会見をしたほどの重大な入試ミスが生じたが、その場合でも始末書が要求されたことはない。以下に見るように始末書を提出させた前例がない事を田中は知っていながら、「前例は不明」と強弁しているのである。 2. 被告田中は、直接出題者という荒唐無稽な概念を使ってまで原告館山から始末書を取り付けることによって、原告館山を完全に屈服させ、自分に服従させようとしていることは明らかであり、権力を濫用した典型的なハラスメントである。</p>
10	19. 02. 16 ----- 19. 02. 21	入試問題ミスについての始末書要求	被告田中は何の根拠規定もなく、不当にも原告館山にしつこく始末書を要求した。	メールのやりとり	被告田中／原告館山	<p>〔ハラスメントの内容〕 被告田中は始末書の提出を古屋と原告館山の2名に要求した(甲B 10-1、甲B 10-2)。被告田中は学部長としての判断であることを強調したが、原告館山は出題ミスで始末書の前例があるかを質問したところ、被告田中は調べておくとの返答しただけであった。被告田中は第9項の〔ハラスメントの内容〕欄記載のとおり神谷入試企画委員長から「直接出題者」としての責任追及はおかしい旨の説明を受けた後、「直接出題者」への始末書要求を撤回したが、神谷入試企画委員長に対し、古屋、神谷、館山の連名による始末書の提出を要求した(甲B 10-3)。</p>
11	19. 02. 28 ----- 19. 03. 07	入試問題ミスについての始末書要求	被告田中は何の根拠規定もなく、不当にも原告館山にしつこく始末書を要求した。	メールのやりとり	被告田中／原告館山	<p>〔ハラスメントの内容〕 原告館山はメールで被告田中に対して、①始末書の前例、慣例の有無、②始末書要求の根拠規則について質問した(甲B 11-1)。</p> <p>被告田中は原告館山の質問に対して、「始末書は見つからず、前例は「不明」と回答せざるを得なかったにもかかわらず、「始末書要求は就業規則とは関係なく学部長の判断による。」と強弁して、原告館山に対して、重ねて始末書提出を要求した(甲B 11-2)。</p>
12	19. 03. 19 ----- 19. 03. 27	入試問題ミスについての始末書要求	被告田中は何の根拠規定もなく、不当にも原告館山にしつこく始末書を要求した。	メールのやりとり	被告田中／原告館山	<p>〔ハラスメントの内容〕 上記第11項の〔ハラスメントの内容〕欄のメールに対して被告館山は、再度、メールを送り、「前例は「不明」ではなく、存在しないこと。」「就業規則に基づかない始末書とはいかなるものか。」と質問した(甲B 12-1)。これに対して被告田中は、「前例はあくまでも『不明』、始末書要求は就業規則に基づいたものではなく、学部長の判断によるもの」と回答し、再度原告館山に対して始末書提出を要求した(甲B 12-2)。原告館山は、この被告田中の不当な要求に応じなかったが、漸くその後被告田中から同種の要求がされることはなくなった。</p>

ハラスメント項目	日時(平成年月日)	被告田中からハラスメントを受けた際の状況		場所	出席者	被告田中によるハラスメントの内容ないし評価
		項目	概要			
						<p>〔第9項ないし第12項の被告田中の行為についての評価〕 前述のとおり茨城大学就業規則には第73条(懲戒事由)に続き、第74条4号に戒告処分として始末書の提出が定められている。しかし、その戒告処分については、第75条には「懲戒審査委員会の審議と教育研究評議会の議を経て学長が行う。」と定めており、人文学部長の被告田中1人の判断で原告館山に対して始末書の提出を要求することはできない(甲C9)。被告田中の始末書要求は、明らかに学部長の権限を逸脱した越権行為である。また被告田中の学部長時代に、記者会見をしたほどの重大な入試ミスが生じたが、その場合でも始末書が要求されたことはない。始末書を提出させた前例がない事は田中自身熟知していたはずであり、それにもかかわらず被告田中は「前例は不明」と強弁しているのである。以上のとおり被告田中の原告館山に対し執拗に始末書の提出を要求した行為は、上記他の出題ミスの場合に口頭で報告があっただけでと対の仕方が正反対であった。被告田中の原告館山に対する始末書の度重なる要求は、原告館山へのハラスメントであったと評価できる。</p>